

# 福岡県公報

平成25年7月4日  
号外①

## 目次

### 選挙管理委員会

- 参議院福岡県選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 2
- 参議院福岡県選出議員選挙における選挙長事務及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長事務を取り扱う場所 (市町村支援課) …………… 2
- 参議院福岡県選出議員選挙における選挙会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 2
- 参議院福岡県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序 (市町村支援課) …………… 2
- 参議院福岡県選出議員選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い (市町村支援課) …………… 2
- 参議院福岡県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (市町村支援課) …………… 3
- 参議院福岡県選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 (市町村支援課) …………… 3
- 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲

- 示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 3
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 3
- 参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序 (市町村支援課) …………… 3
- 参議院議員通常選挙における線上投票を行う地域及び期日 (市町村支援課) …………… 4

### 選挙長

- 参議院福岡県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙会の選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 4
- 参議院福岡県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 4

### 選挙分会長

- 参議院比例代表選出議員選挙において福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 4

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第57号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克己	宗像市池浦372番地49	末弘 孝之

### 福岡県選挙管理委員会告示第58号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及び福岡県選挙分会長に事故があり、又は福岡県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

福岡県選挙分会長		福岡県選挙分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克己	宗像市池浦372番地49	末弘 孝之

### 福岡県選挙管理委員会告示第59号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙長事務及び福岡県選挙分会長事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室

ただし、平成25年7月4日午前8時30分から午前10時までの参議院福岡県選出議員選挙における選挙長事務を取り扱う場所は、

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1号会議室

### 福岡県選挙管理委員会告示第60号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙における選挙会を開催すべき場所

及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

場所	日時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁特1会議室	平成25年7月24日 午前10時

### 福岡県選挙管理委員会告示第61号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

場所	日時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁特1会議室	平成25年7月24日 午前11時

### 福岡県選挙管理委員会告示第62号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおり定めた。ただし、他の放送事業者において録音し又は録画した物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとする。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

場所	日時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月4日 午後6時

### 福岡県選挙管理委員会告示第63号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙において政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱いを次のように定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行うすべての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上ある場合の経歴放送の順序は、福岡県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月4日午後6時から行う参議院福岡県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの後、引き続き行う。

#### 福岡県選挙管理委員会告示第64号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙における候補者1人につき支出することのできる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙運動に関する支出金額の制限額

59,250,000円

#### 福岡県選挙管理委員会告示第65号

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職の候補者の立候補の届出があった日

#### 福岡県選挙管理委員会告示第66号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月4日 午後7時

#### 福岡県選挙管理委員会告示第67号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月6日 午前10時

#### 福岡県選挙管理委員会告示第68号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 投票の順序は、次のとおりとする。
  - 参議院福岡県選出議員選挙の投票
  - 参議院比例代表選出議員選挙の投票
- 開票の順序は、同時に行う場合を除き、次のとおりとする。
  - 参議院福岡県選出議員選挙の開票
  - 参議院比例代表選出議員選挙の開票

**福岡県選挙管理委員会告示第69号**

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

繰上投票を行う地域	繰上投票を行う期日
北九州市小倉北区第14投票区（藍島）	平成25年7月19日
宗像市大島投票区（大島）	平成25年7月19日
宗像市地島投票区（地島）	平成25年7月19日
糟屋郡新宮町第6投票区（相島）	平成25年7月19日

**選 挙 長****参議院福岡県選出議員選挙選挙長告示第1号**

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

参議院福岡県選出議員選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月18日 午後6時

**参議院福岡県選出議員選挙選挙長告示第2号**

平成25年7月21日執行の参議院福岡県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

参議院福岡県選出議員選挙選挙長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月23日 午後6時

**選挙分会長****参議院比例代表選出議員選挙福岡県選挙分会長告示第1号**

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成25年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙福岡県選挙分会長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成25年7月18日 午後6時30分